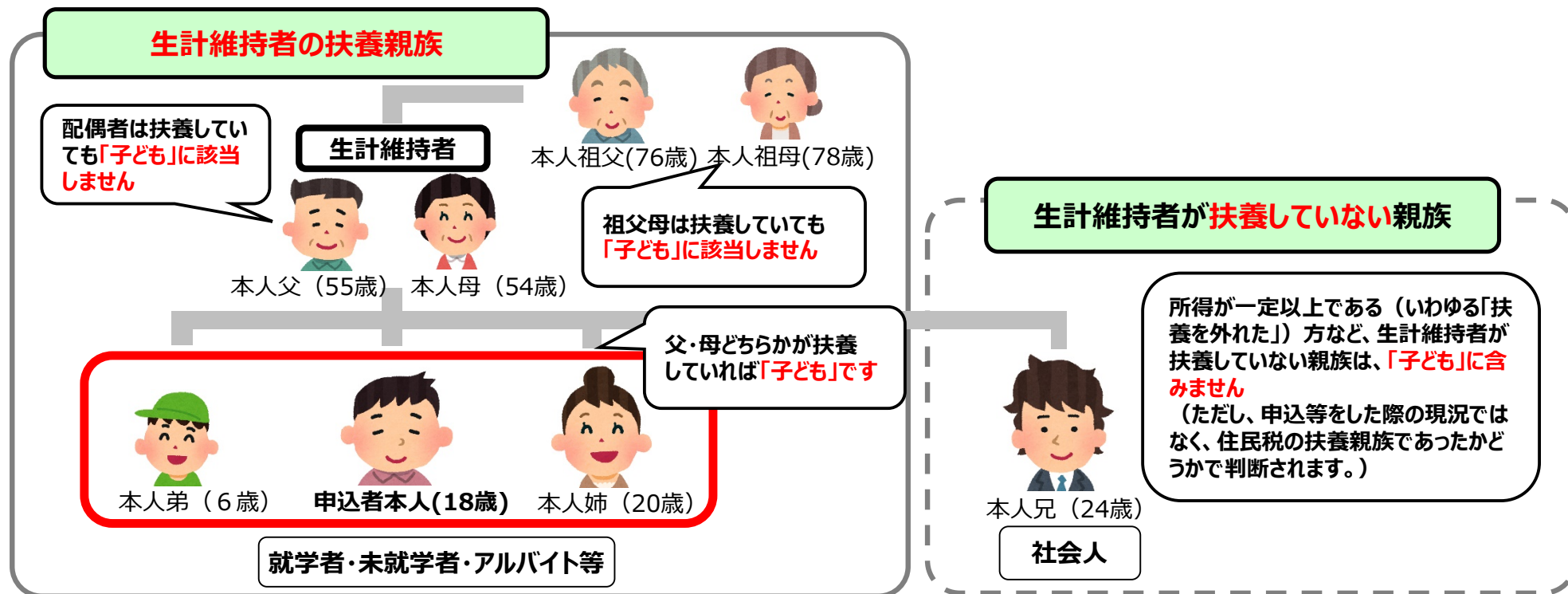


扶養親族及び「子ども」の範囲について（概要）

多子世帯の判定における「子ども」は、奨学金申込者や給付奨学金の**生計維持者（原則父母）の扶養親族（※）**のうち、「生計維持者の子」や「扶養している生計維持者よりも年長でなく、尊属でもない人」をいいます。

機構は、奨学金の申込時等に、申込者等の世帯の「子ども」に該当する者を確認し、多子世帯の判定を行います。

※ここでの扶養親族とは、住民税における扶養親族をいい、生計維持者が税の申告（年末調整や確定申告）の手続きを行い対象となった方をいいます。どの時点の扶養親族を見るかは、手続きにより異なります。



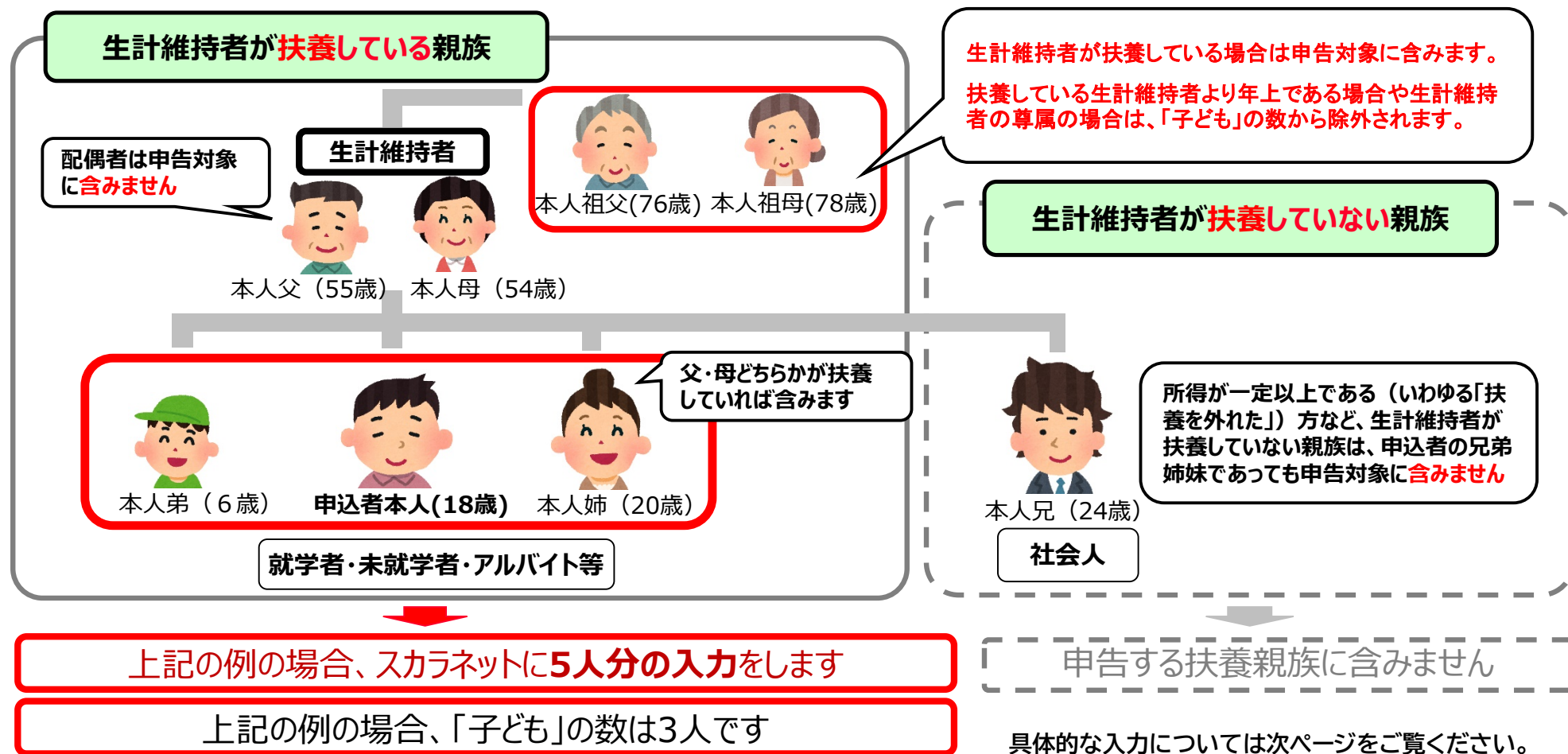
上記の例の場合、「子ども」の数は3人です

スカラネットの入力については次ページをご覧ください。

扶養親族及び「子ども」の範囲について（スカラネットで申告するときの考え方）

奨学金申込時等に生計維持者の「扶養親族」及びその扶養親族の属性（子どもか、年下か等）を入力していただくことで、機構にて「子ども」に該当するか否かを判定し、多子世帯の判定を行います。

申告する扶養親族は、生計維持者2名（原則父母）のどちらかが住民税の扶養親族（前ページ参照）としている人です。
ここでは、奨学金の申込みの際に、スカラネットにどのように入力するのか、その考え方を例示します。



生計維持者の扶養親族のスカラネット入力

スカラネット「家族情報」画面にて、生計維持者の扶養親族全員(前ページの例では5人)の情報を入力していただきます。

生計維持者の扶養親族のスカラネット入力画面のスクリーンショット。STEP7 家族情報の入力画面が示されています。画面には「あなたの家族情報」というセクションがあり、家族情報の入力ステップが示されています。1. あなたは社会的養育を必要とする人ですか。2. 2023年12月31日時点の生計維持者と生計維持者の扶養親族を登録してください。3. 生計維持者が住民税等の申告を行った扶養親族を確認のうえ、入力してください。4. 扶養親族の登録（扶養親族の登録） 年末調整の令和5年分扶養控除等（異動）申告書の写し、令和5年分給与所得の源泉徴収票、令和5年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

1人目の情報	2人目の情報	3人目の情報	4人目の情報
生計維持者との関係 扶養している生計維持者より年上又は年下 申込者本人 年下 (同じ生年月日を含む) 年上	生計維持者との関係 扶養している生計維持者より年上又は年下 本人姉 (20歳) 年下 (同じ生年月日を含む) 年上	生計維持者との関係 扶養している生計維持者より年上又は年下 本人弟 (6歳) 年下 (同じ生年月日を含む) 年上	生計維持者との関係 扶養している生計維持者より年上又は年下 本人祖父 (76歳) 年上 (同じ生年月日を含む) 年下

扶養親族全員について
生計維持者との関係
扶養している生計維持者より年上又は年下
を入力していただきます。

「子ども」の数は、「申込者本人」「生計維持者の子ども」「年下」の合計です。
この例では「子ども」の数は3人となります。



申込者本人(18歳)

生計維持者との関係 「申込者本人」
扶養している生計維持者より「年下」



本人姉(20歳)

生計維持者との関係「生計維持者の子ども」
扶養している生計維持者より「年下」



本人弟(6歳)

生計維持者との関係「生計維持者の子ども」
扶養している生計維持者より「年下」

「子ども」の数に含まれません。



本人祖父(76歳)

生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年上」



本人祖母(78歳)

生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年上」

ここで得られた
「子ども」の数と

生計維持者全員の
住民税情報における
扶養親族の数の合計

これらと比較し
小さい方が3以上
であれば
多子世帯として判定
されます。

(注)
この例では申込者本人が
生計維持者に扶養されて
いるため多子世帯になります。
多子世帯と判定されるには、
この数が3以上であることに
加えて、申込者本人も扶養
されている必要があります。

住民税情報における扶養親族の数については次ページをご覧ください。

住民税情報における扶養親族の数

機構において生計維持者の住民税情報から取得する扶養親族の数は、「特定」「16歳未満」「その他」数の合計となります。
 (「その他」は「一般」と記載されることがあります。)

例えば以下のものでご自身でも確認することができます。

マイナポータルで確認できる
地方税情報
(マイナンバーカード及び読取用端末が必要です)

個人住民税情報	
～ 中 略 ～	
扶養控除情報	
一般	
特定	
老人	
同老	
16歳未満扶養者数	

扶養親族の数

「特定」

「16歳未満」

「その他」
(又は「一般」)

課税証明書

生計維持者に「70歳以上の『子ども』」がいる場合、その者を多子世帯の判定のための「子ども」の数に含むには、別途申告が必要です。このため、以下に該当する場合は、学校までお申し出ください。

- ・生計維持者自身が70歳以上であり、生計維持者より年下かつ70歳以上の親族を扶養している場合で、その者を含めると「子ども」の数が3人以上になる。
- ・生計維持者が70歳以上の実子・養子等を扶養している場合で、その者を含めると「子ども」の数が3人以上になる。

(例)生計維持者が75歳で、その弟(71歳)を生計維持者が扶養している場合
この場合、スカラネットには図のとおり入力が必要です。
スカラネットに入力したうえで、学校に申し出てください。



本人叔父(71歳)

生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年下」